

Title	月協定の成立とその意義
Sub Title	
Author	栗林, 忠男(Kuribayashi, Tadao)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	1983
Jtitle	慶應義塾創立一二五周年記念論文集：法学部法律学関係 (1983. 10) ,p.197- 221
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BN01735019-00000001-0197

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

月協定の成立とその意義

栗林忠男

はじめに

一 月協定の成立経緯

二 月協定の構造と内容

三 月協定の問題点

おわりに

はじめに

月協定、即ち「月その他の天体における国家活動を律する協定」(Agreement Governing the Activities of States on the Moon and Other Celestial Bodies)は、一九七九年一月五日国連総会において採択され、同年一月一八日に各国による署名のために開放された。⁽¹⁾一九六七年の「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」(宇宙条約)を基本条約として、一九六八年の「宇宙飛行士の救助、宇宙飛行士の送還及び宇宙空間に発射された物体の返還に関する協定」(宇宙救助返還協定)、一九七三年の「宇宙物体により生ずる損害の国際的賠償責任に関する条約」(宇宙損害賠償条約)及び一九七六年の「宇宙空間に発射された物体の登録に

関する条約」(宇宙物体登録条約)が、宇宙開発の進展に伴い順次締結され、宇宙法体系は着々と整備されつつあるが、月協定はこれらの個別的宇宙関係条約の第四番目のものに該当する。

月協定は、月その他の天体とその資源を「人類の共同財産」(Common Heritage of Mankind)と性格づけた点において、この概念を適用した最初の条約として画期的なものではあるが、その具体的内容の確定は将来の問題として残され、協定自体においては定められていない。この点で、一九七三年以来九年間にわたる多数国間交渉の末一九八二年に成立した国連海洋法条約、即ち「海洋法に関する国際連合条約」(United Nations Convention on the Law of the Sea)⁽²⁾が、国家管轄権の範囲を越える深海海底とその資源を同じく「人類の共同財産」と定義し、その開発制度に関して、具体的・詳細な諸規則を成立させた事実と著しく対照的である。宇宙と深海海底という科学技術の発達と共に人類の射程距離に入ってきたこの二つの空間における開発活動の法的規制について、殆ど同時並行的に進められてきた国連の立法作業の成果には、国際法の発達という視点から幾つかの示唆が与えられるように思われる。

以下、本稿においては、月協定の成立経緯とその内容を眺めるとともに、協定の中心的地位を占める月その他の天体における天然資源の開発に関する法的諸問題に焦点を合わせて考察することにした。

- (1) 月協定の署名、批准状況は次の通りである。(一九八三年五月二日現在。〈署名国〉チリ、一九八〇年一月三日、フランス、同年一月二〇日、ルーマニア、同年四月一七日、フィリピン、同年四月二三日、オーストリア、同年五月二日、モロッコ、同年七月二五日、ガテマラ、同年一月二〇日、オランダ、一九八一年一月二七日、ウルグアイ、同年六月一日、ペルー、同年六月二三日、インド、一九八一年一月八日。〈批准国〉フィリピン、一九八一年五月二六日、ウルグアイ、同年一月九日、チリ、同年二月二日、オランダ、一九八三年二月一七日。月協定は五番目の批准書の寄託の日の三〇日後に効力を生ずる(同協定第一九条三項)こととされており、現時点では、発効まであと一ヶ国の批准書寄託が必要である。

(2) A/CONF. 62/122 (7 October 1982).

一 月協定の成立経緯

一九六九年のアポロ一一号による月面着陸の翌年、一九七〇年七月三日にアルゼンチンは宇宙空間平和利用委員会 (United Nations Committee on the Peaceful Use of Outer Space) の法律小委員会 (Legal Subcommittee) に月協定案⁽¹⁾を提出した。この提案は、月その他の天体の天然資源を「人類の共同財産」とすること、その利用から得られる利益は一層高い生活水準と経済的、社会的発展を促進するために全てに者に利用可能なものとされるべきこと、などを規定するものであった。ここでは、月その他の天体で利用される天然資源に適用される法制度が、地球における利用のために持ち帰る資源に適用される制度とは区別されるべきであるとしている。この提案にはアメリカ、インド、エジプトの支持があった。⁽²⁾

次いで、一九七一年五月二七日に、ソ連は国連事務総長に対して、来たるべき国連総会第二六会期の議題の中に「月に関する国際条約の準備」(the Preparation of an International Treaty Concerning the Moon)⁽³⁾ という項目を含めるよう要請し、同年六月四日に自国の月条約案を提出した。前文、本文一ヶ条と最終条項からなるソ連案は、主として月の平和的利用の確保、国際協力の促進、月の環境保護、月面上の人命と健康の保全、月の表面または地下の売買・交換・贈与等の禁止を目的とするもので、アルゼンチン案と異なり、人類の共同財産、天然資源の開発、国際レジームの確立などの側面には触れることなく、更にまた、その適用範囲も月に限定し、その他の天体には適用しない内容のものであった。これを受けて、国連事務総長は一九七一年一月二九日、宇宙空間平和利用委員会とその法律小委員会にこの問題を優先議題として取り上げ、一九七二年会期に報告書を提出するよう要請した(決議二七七九 XXVII)。

法律小委員会によって設立されたワーキング・グループの作業は進捗し、二一ヶ条の準備草案を作成することができたが、その多くの条項には未だ合意が成立しない部分を含んでいた。一九七三年から七九年にかけての同小委員会の各会期において、依然として対立の解けない基本的問題は次の諸点に関するものであった。即ち、(一)条約の適用範囲、(二)月への使節に関する情報、および(三)月の天然資源の問題である。特にソ連は、条約の適用範囲を月以外の天体に拡大すること、月の天然資源に関する規定を含めること、並びに任務を完了した使節に関してではなくその事前の情報を提供すること、に強く反対した。もっとも国際レジームに服する天然資源の開発に関して合意が成立すれば、残る他の二つの基本的問題の解決はそれほど困難ではないという認識があった。⁽⁴⁾ 天然資源の開発に関する問題点とは、主として「人類の共同財産」の概念の法的 content と、国際レジームが確立される前に天然資源の開発にモラトリアムを課すべきか否か、という点であった。審議が殆ど進展を見せない中で、一九七八年の法律小委員会第一七会期に提出された、オーストリアの協定案を含む作業文書が一般的には有力視されたものの、それ以上の具体的な進展は見られなかった。一九七九年六月一日に宇宙空間平和利用委員会において、議長自身が妥協を達成するための強い「政治的意志」(political will)を訴えたことにより、*"mystery and miracle"*⁽⁵⁾と評されるほど審議が急速に進展することになった。この七年間にわたる不毛とも見える審議が突如として開花することになった原因として、ソ連が「人類の共同財産」原則のブラジル提案を受け容れるとともに、国際的開発レジームの確立以前におけるモラトリアムに発展途上諸国が固執しないことによって妥協が成立したということが挙げられるが、更にその背景的要因としては、同じく一九七九年六月一日日に調印された第二次戦略兵器制限条約(SALT-II)がある。即ち、特にソ連圏諸国は、月協定の成果としてその他の天体における非軍事化の再確認を強調したのであり、事実、宇宙大国にとっては宇宙空間の規制において、その経済的側面よりも政治的・軍事的側面により多くの力点を

置いてきたのであった。⁽⁷⁾

こうして一九七九年七月三日、月協定は国連特別政治委員会に付託され、米ソを含む三八ヶ国による決議案⁽⁸⁾となつて表われ、一月二日に投票なしのいわゆるコンセンサスによって採択された。同委員会の報告書は国連総会に回付され、最終的に二月五日、同じくコンセンサスにより採択されたのである。

以上の過程を眺めると、月協定の交渉の進捗は、三つの異なる段階に区分することができる。第一の段階は、一九六〇年代における月の探査活動が活発な時期であつて、特に月が専ら平和的目的のために利用されるべきことを確保しようとする動機が支配した段階である。次いで一九七〇年代に入り、米ソによる月の探査活動が停滞したにも拘らず、宇宙空間平和利用委員会の法律小委員会の優先議題とされた第二段階を迎える。この時期は、発展途上諸国が「人類の共同財産」の概念を月の天然資源の開発に適用しようとした段階で、法律小委員会の審議が主としてこの点をめぐり数年間も頓挫することになった。第三の段階は、一九七七年から七九年の三年間で、法律小委員会を覆った焦燥感が妥協の意志によつて新協定の成立へと導いた時期である。⁽⁹⁾

- (一) Draft Agreement on the Principles Governing Activities in the Use of the Natural Resources of the Moon and Other Celestial Bodies, A/AC.105/L.71 and Corr. 1.
- (二) G.C.M. Reijnen, *The History of the Draft Treaty on the Moon, The Twentieth Colloquium on the Law of Outer Space* (1977), p. 359.
- (三) A/3391 and Corr. 1 and Annex.
- (四) E. Galloway, *Agreement Governing the Activities of States on the Moon and Other Celestial Bodies*, *Annals of Air and Space Law*, vol. 5 (1980), p. 487.
- (五) A/AC.105/C.2/WG1 (1978)/WP.2 of April 3, 1978; see A/AC.105/218, Annex I, p. 2.
- (六) Bin Cheng, *The Moon Treaty: Agreement Governing the Activities of States on the Moon and Other Celestial Bodies within the Solar System other than the Earth*, December 18, 1979, *Current Legal Problems* 1980, p. 216.

(c) Cf. Bin Cheng, *op. cit.*, pp. 217-218.

(co) A/SPC/34/L. 12 and Corr. 1.

(o) Cf. E. Galloway, *op. cit.*, pp. 505-506.

二 月協定の構造と内容

1 協定の適用範囲

(1) 地的範囲

この協定の「月」に関する規定は、その天体に関する特別の法規範が発効する場合を除き、地球以外の太陽系の他の天体にも適用される(第一条一項)。協定の正確な地的範囲については最終段階まで未解決であったが、太陽系内のその他の天体にも拡大されることになったため、月協定における地的適用範囲に関する文言には不整合な面が取り残されている。例えば、「この協定の適用上、月には月を周回する軌道(orbit)、月または月の周回軌道に到達する飛行経路(trajectories)を含む」(同条二項、傍点筆者)という規定の場合は、地球の衛星としての月へのみ言及することは当然であるとしても、「月が国際紛争の場所となることを防止するよう希望」と規定する前文(パラ四)の場合には、月へのみ限定する理由は特に見当たらないであろう。この点と天然資源への適用問題を解決するために、協定の最終的合意の際に次のような解釈上の了解事項(understandings)が宇宙空間平和利用委員会による報告書に記録されたこととなった。即ち、「委員会は、第一条一項により、第一条一項にいう原則が、地球以外の太陽系の天体および天然資源にも適用されることに合意した」という報告書パラ六二の記述である。更に委員会

は、第二項の明確化のため、「第一条二項にいう飛行経路および軌道は、地球軌道のみにある宇宙物体の飛行経路および軌道、並びに地球とかかる軌道との間にある宇宙物体の飛行経路を含まない」という了解事項を定めた(報告書パラ六三)。もつとも、第二項との関連において、月からの飛行経路が協定の適用範囲に含まれるかどうかは不明確なまま残されている。なお、「この協定は自然の方法により地球の表面に到達する地球外物質には適用しない」(同条三項)という規定は、隕石のような物質を除外する趣旨である。

(2) 国・国際機関への適用範囲

この協定は全ての国に開放されるとともに、宇宙物体登録条約に倣い、批准書および加入書の寄託機関として国連事務総長を指定している(第一条)。この点と、「この協定は五番目の批准書の寄託の日の三〇日後に効力を生ずる」(同条三項)ということからすれば、寄託国政府として米ソなどの大国を特に指定せず、また条約の発効要件としてこれらの大国による批准を要件とする宇宙条約および宇宙救助返還協定の場合と異なり、宇宙法構築におけるより広汎な参加を可能ならしめるものとして留意すべきである。更に、この協定の国家に対する諸規定は、最終条項を含む第一七条から第二一条までを除き、宇宙活動を行なう政府間国際機関にも適用されるものと看做されている。但し、その国際機関がこの協定に規定する権利および義務の受諾を宣言し、当該国際機関の過半数がこの協定および宇宙条約の当事国であることを条件としている(第一六条)。この規定は、宇宙条約と月協定の両者の当事国であることを要求しており、宇宙法の全体系における調和を図るものとして重要であると評されている。⁽²⁾

(3) 時間的範囲

月協定には有効期限が定められていない。この協定のいずれの当事国も、この協定の発効後一年を経過したときは国連事務総長に宛てた通告書により協定からの脱退を通告することができ、その脱退は、通告書の受領の日から

一年で効力を生ずる（第二〇条）。月協定のいずれの当事国も協定の改正を提案することができ、その改正は当事国の過半数がこれを受諾したときに、改正受諾国について効力を生じ、その後はこの協定の各当事国についてその国による受諾の日に効力を生じる（第一七条）。なお、効力発生の一〇年後に、過去の運用に照らして協定の修正を要するかどうかを審議するため、この協定の再検討の問題を国連総会の仮議題に含める。但し、効力発生の後五年を経過したときは、当事国の三分の一の要請により、かつ当事国の過半数の同意により、国連事務総長が、再検討するための当事国会議を招集する（第一八条）。このような再検討会議（*review conference*）の方式は、宇宙損害賠償条約（第二六条）および宇宙物体登録条約（第一〇条）に規定される手続と同一である。もっとも、月協定の場合には、後述するように、天然資源の開発問題と絡んで、「再検討するための当事国会議は、また、第一条の二に規定された原則を基礎とし、技術的發展を特に考慮して第一条の五の適用の問題を考慮する」（同上）ことが追加的に定められている。

2 月活動における国際法の遵守および国際協力

月の探査・利用を含む月における全ての活動は、国際法特に国連憲章に従い、かつ国際的な平和および安全の維持並びに国際間の協力・理解の促進のために一九七〇年の国連友好関係宣言を考慮し、また、他の全ての当事国の対応する利益に妥当な考慮を払って、実施されなければならない（第二条）。この規定は、宇宙条約における国際法遵守の規定（同条約第三条）を、紛争解決のために用いられる多数の手続を盛り込んだ友好関係宣言（*Declaration on Principles of International Law concerning Friendly Relations and Co-operation among States in accordance with the Charter of the United Nations, Res. 2625 (XXV)*）を加えることによって一歩進めたものといえる。更に、月の探査・利用は

全人類の活動分野 (The promu of all mankind) であり、全ての国の利益のために、その経済的又は科学的発展の程度に拘りなく行なわなければならない(第四条)として、宇宙条約第一条の規定を踏襲している。ここでも、第一条一項によって、「月」には「その他の天体」が含まれるものと解さなければならず、また、宇宙空間そのものもここでは除外されていることに留意する必要がある。月協定は更に、国連憲章に従って、現在および将来の世代の利益並びに経済的・社会的進歩および発展に関する生活条件の基準をより高度に推進する必要性に対して適当な配慮が払われること、そしてまた協力および相互援助の原則に従うとともに、協定を実施する際に国際協力ができる限り広範に、かつ多数国間または二国間の基礎の上に、または政府間国際機関を通じて、行なわれることを要求している(同上)。

3 月の非軍事化

月は専ら平和的目的のために全ての当事国によって利用されるものとし(第三条一項)、月における武力による威嚇または武力の行使、その他の敵対行為または敵対行為による威嚇は禁止される(同条二項)。月が専ら平和的目的のために利用されなければならないとする点は、宇宙条約の規定(第四条)と同一であるが、ここでもアメリカは、「平和的」(peaceful)を非軍事的(non-military)の意味に把えずに、非侵略的(non-aggressive)の意味に固執している⁽³⁾。核兵器および他の大量破壊兵器を運ぶ物体の月の周回軌道、月または月の周回軌道に到達する飛行経路、並びに月面上または月内部への配置の禁止は、宇宙条約の規定をより詳細に月の場合に適用しようとするものであるが(同条三項)、月その他の天体における非軍事化は、宇宙空間の場合と異なり極めて徹底しており、月面上における軍事基地、軍事施設、および防備施設の設置、あらゆる型の兵器の実験並びに軍事演習の実施も禁止されている

(同条四項)。もっとも、自衛のためにする通常兵器の使用は許容されると解されるし、科学的研究またはその他の平和的目的のために軍の要員を使用することは禁止されず、月の平和的探査および利用のために必要なすべての裝備または施設を使用することも禁止されていない(同上)。

4 取得の禁止

「月は主権の主張、使用若しくは占拠またはその他のいかなる手段によっても国家による取得の対象とはならない」(第一条二項)という規定は、宇宙条約第二条と殆ど同様である。これは、月とその他の天体の領有禁止の原則を定めるもので、宇宙条約の解釈と同様に月その他の天体の天然資源の取得までも禁止するものではないと一般には解されている。もっとも、宇宙条約の取得禁止条項の解釈については、次のような見解の相違が依然として残っている。即ち、一方で、「国家による取得」(national appropriation)とは、領域権能の設定だけを対象とするものであり、宇宙空間と天体における所有権の設定、設備の配置、天然資源の開発・利用は含まないという見解があり、他方で、国家による領有権設定の禁止のみならず、その他にも所有権および排他的使用権をも獲得し得ないとする見解がある。⁽⁴⁾ 月協定にいう「月の表面又は地下若しくはそれらの一部または本来ある天然資源は、いかなる国、政府間国際機関、非政府間国際機関、国家機関、非政府団体または自然人の所有にも帰属しない」および「月の表面又は表面下に対する要員、宇宙機器、装備、施設、基地、設備およびこれらの表面又は内部に接続する構造物の配置は、月の表面または地下若しくはいずれの地域に対する所有権を生ずるものではない」(同条三項)という規定は、宇宙条約の内容を更に詳細化したものである。但し、これらの規定は将来その確立を予想している天然資源の開発に関する国際レジーム(International regime)を損うものではないとしており、将来の国際機関による所有

権までも否定するものではないであろう。「本来ある」(if placed)という文言は、月にある天然資源に対する財産権を禁止するものではあるが、当該資源が月から持ち出された後にはその権利が認められることを意味している。

5 科学調査の自由

「月における科学調査は全ての当事国がいかなる種類の差別もなく、平等の基礎に立ち、かつ国際法に従って自由に行なうことができる」(第六条一項)という規定は宇宙条約第一条三項に照応するものであるが、宇宙条約と比べ月協定では殊更に「当事国」にこの自由の享有主体を限定している。第一六条により、宇宙活動を行なう政府機関にもこの規定は準用されるが、いずれにせよ、「当事国」のみに限定することには疑問が残るであろう。科学調査を実施するうえで、当事国は以下のような権利を享有する。(i) サンプルの収集。即ち、当事国は月の鉱物その他の物質のサンプルを月において収集する権利、および月から持ち出す権利を有する。このようなサンプルは当然関係当事国の財産となるであろうし、協定上も「それを収集した当事国の処分に委ねられるものとし、また科学的目的のために使用することができる」と規定されている。この場合、このようなサンプルの一部を、関心を有する他の当事国および国際科学界(international scientific community)による科学調査のために利用させることが望ましい点に考慮を払わなければならない。もっとも、これらの権利は科学調査の段階におけるものであって、天然資源の開発が実行可能となる場合には、国際レジームに関する第一一条七項(後述)との関連が生ずる。(ii) 使節の支援のための月物質の利用。即ち、当事国は科学調査の過程において、使節(missions)の支援のために適切な分量の月の鉱物その他の物質を使用することができる(同条二項)。

6 月活動における着陸、配置、移動の自由

月協定では、当事国による月の探査・利用の活動は月の表面上または表面下におけるいずれの場所においても行なうことができる点が強調されており（第八条一項）、特にそのために、（i）その宇宙物体を月に着陸させることおよび月から宇宙物体を打ち上げること、また（ii）その要員、宇宙機器、装備、施設、基地および設備を月の表面上または月の表面下のいずれの場所にも配置すること、これらの要員等は月の表面上または表面下を自由に移動し、または移動されることができ（同条二項）。もっとも、月の表面上（over the surface of the moon）の移動が自由であるという場合、その「表面上」の概念には月の周回軌道、あるいはもし月その他の天体に大気があれば大気圏をも含むと解されることがあるが、この場合、特に天体の大気圏における移動の問題を月協定が規定していること⁶⁾は、同協定の地的適用範囲の制限（前述）に照らして問題が残るであろう。なお当事国によるこれらの活動は、月面上における他の当事国の活動に干渉してはならないが、干渉が生じた場合には関係当事国は協議（第一条二項および三項）を行なうこととされている（同条三項）。

7 月面基地の設置

当事国は月に有人および無人の基地を設置することができるが、それは次の諸条件に従う。即ち、（i）その基地に必要な地域に限って使用すること、（ii）基地の所在地および目的を国連事務総長に速やかに通報すること、（iii）その後引き続き基地が継続して使用されているか、またその目的が変更されたかについて国連事務総長に毎年通報すること、（iv）他の当事国の要員、宇宙機器および装備の月の全ての地域への自由なアクセスを妨げない

ように基地が設置されること、である(第九条)。

8 要員、宇宙機器、施設等の法的地位

既述の如く、月の表面または表面下に対する要員、宇宙機器、装備、施設、基地、設備およびこれらの表面または内部に接続する構造物の配置は、月の表面または地下若しくはいずれの地域に対する所有権を生じさせるものではないが、これらの要員、宇宙機器、施設等はその当事国の管轄権と規制に服し、その所有権はそれらが月に存在することによって影響を受けるものではない(第一二条一項)。宇宙条約では、宇宙空間に発射された物体が「登録」されている条約の当事国が、その物体およびその乗員に対しそれらが宇宙空間または天体上にある間、管轄権および管理の権限を保持する、と定めている(宇宙条約第八条)ので、これらのものと当事国との法律関係は、登録という要因によって決定されているが、月協定の場合には「当事国の要員、宇宙機器等」というだけで、この点は不明確である。このことから、第一に、宇宙機器等の実際の打上げ国とそれらを実際に所有する国のいずれを指すのかという問題と、第二に、乗員に対する管轄権についても、乗員の乗っている宇宙機器の登録国かあるいはその乗員の国籍国か、の問題が生ずるのである。更に、宇宙機器、設備等が意図された所在地以外の場所で発見された場合には、宇宙救助返還協定(第五条)に従って取扱われ、また、人命に対する脅威を含む緊急事態の場合には、当事国は他の当事国の装備、補給品等を利用することができる(この場合にはそのような使用は国連事務総長または関係当事国に速やかに通報されなければならない)。なお、自国の打上げたものではない宇宙物体またはその構成部分が、月に不時着、強制着陸その他の意図しない着陸をしたことを知った当事国は、打上げ当事国および国連事務総長に対して速やかに通報しなければならないとされているが(第一三条)、ここでは、月その他の天体における不時着、強制着

陸その他の意図しない着陸についてのみ通報義務を課しているものの、天体上の全ての事故についてこの義務を拡大すべきではないかと考えられる。

9 施設に関する情報

当事国は国連事務総長並びに公衆および国際科学界に対し、実行可能な最大限度まで、月の探査・利用に関する活動についての情報を提供しなければならない(第五条一項)。このような情報が打上げに先立つ十分な期間内に提供されるべきだという考えはソ連によって強く反対され、結局、「実行可能な最大限度まで」という要件にしたことは、当事国に多大の自由裁量を残すものである。もっともこの点については幾つかの例外があり、第一に、当事国は他の当事国が月の同一区域または同一の月周回軌道、月または月周回軌道に到達する飛行経路において同時に運用を計画していることを知ったならば、速やかに自国の運用の時期および計画を当該他の当事国に通報しなければならず(第五条二項)、第二に、当事国は、実行可能な最大限度まで事前に、月における放射性物質の全ての設置および設置の目的について通報しなければならず(第七条二項)、また第三に、当事国は月を含む宇宙空間において人間の生命または健康に危険を与える現象並びに生命の徴候を発見した時は、直ちに国連事務総長並びに国際科学界に通報する義務を課されている(第五条三項)。

10 環境の保全

当事国は、月の環境の悪化をもたらすことによるか、または環境外物質(extraenvironmental matter)の導入による月の有害な汚染(harmful contamination)によるか、またはその他の方法によるかを問わず、月の環境の現存する

均衡の破壊を防止するための措置を採り、また、地球外物質 (extraterrestrial matter) の導入その他の方法による地球の環境への有害な影響を避けるための措置を採るものとされる（第七条一項）。また、既述の如く、月における放射性物質の設置および設置目的についても、通報する義務が課されている。⁽⁸⁾ 汚染防止の規定を解釈する上において、宇宙空間平和利用委員会では、天然資源の開発を禁止する意図ではなくて、むしろ「環境の現存する均衡」に対する破壊または悪影響を最小限にすべく、開発活動の遂行を確保することが目的であると了解された（同委員会報告書パラ六五）。当事国は、特別な科学的関心を有する月の区域が、国連の権限ある機関と協議した上で特別な保護極が合意される国際的科学的保存地域 (International Scientific Preserves) として指定されるよう考慮が払われるべく、他の当事国および国連事務総長に対し、当該区域について報告しなければならない。

11 国家責任

月協定の当事国は、月における自国の活動 (national activities) について、それが政府機関によるか非政府団体によるかを問わず、国際的責任を有し、自国の活動が月協定に従って行なわれることを確保する国際的責任を有するとともに、自国の管轄下にある非政府団体の月における活動が適当な当事国の許可および継続的監督の下に限って行なわれることを確保しなければならない（第一条一項）。この規定は、宇宙条約第六条を再生したものであるが、月協定の地的適用範囲からして（宇宙空間自体は当然除外されることになるが）、宇宙条約と同様に、この責任がある国の準領域管轄権の下に入る活動にのみ及ぶのか、あるいはそれが自国の許可なく自国領域外から自国民によって行なわれる活動にも及ぶのかが明らかにされていない。⁽⁹⁾ 月協定は更に、月における損害の賠償責任が、天体における活動の進展に伴い、宇宙条約及び宇宙損害賠償条約の関連規定の適用に加えて、より詳細な取極の必要性が生

ずることを認めている。この場合には、国際的開発レジームの確立を検討する再検討会議（第一八条）の手續に従って、損害賠償責任の規定の詳細化が行なわれることになる（第一四条二項）。

12 査察の自由

各当事国は、他の当事国による月の探査・利用における活動が、月協定の諸規定に従っていることを確認することができ、この目的のため、月における全ての宇宙機器、装備、施設、基地および設備は他の当事国に開放される（第一五条一項）。このことは、月において当事国相互の間でその施設を自由に査察することができることを意味しているが、その場合、適当な協議（consultations）が行なわれ、訪問する施設における安全を確保し、かつ正常な運用に対する干渉を避けるよう最大限の予防措置をとり得るように、計画された訪問について合理的な事前の通告を与えなければならないことになっている。この規定は、宇宙条約第一二条に相当するものであるが、同条約と異なり「相互性」の条件は要求されていないため、月における査察は一方的な査察であり得る。このことから、宇宙条約と月協定のいずれの当事国であるかによって異なる行動がとられることになる。当事国は、他の当事国がこの協定に従って課せられた義務を履行していないと信ずる理由があるとき、または他の当事国がこの協定のもとに有する権利に干渉していると信ずる理由があるときは、その当事国との協議を要請することができ、かかる要請をうけた当事国は、遅滞なく協議を行ない、そのような要請を行なう他のいかなる当事国も協議に参加する資格を有する。かかる協議に参加する各当事国は、紛争の相互に受け容れられる解決を追求し、また全ての当事国の権利および利益を考慮に入れなければならない。国連事務総長は協議の結果について情報を受け、その情報を全ての関係当事国に伝達しなければならない（同条二項）。協議が、全ての当事国の権利および利益に適当な考慮を払う相互に受け

容れられる解決に達しない場合には、関係当事国は自国が選択し、かつ紛争の状況および性質に適切な他の平和的手段によって紛争を解決するための全ての措置を採らなければならない。協議の開始について困難が生じた場合、または協議によって相互に受け容れられる解決に達しなかった場合には、いずれの当事国も他の関係当事国の同意を求めることなく紛争を解決するために国連事務総長の援助を求めることができる(同条三項)。以上の協議に関する手続は、第八条三項により、月の探査・利用の活動が他の当事国の活動に干渉した場合の手続にも適用される。

13 天然資源の開発と国際レジーム

月協定は、「月およびその天然資源は人類の共同財産 (common heritage of mankind) であり、この協定の規定、特に本条の五の規定に表現されるものとする」と述べている(第一条一項)。ここでいう「本条の五」とは、「この協定の当事国は、月の天然資源の開発が実行可能となった (is about to become feasible) ときには、月の天然資源の開発を規律するために適当な手続を含む国際レジーム (international regime) を設立することをここに約束する」という規定である⁽¹⁰⁾。このことは、深海海底制度を規律する一九八二年の「国連海洋法条約」と異なり、人類の共同財産概念を具現するための国際レジームの確立が、天然資源の実際上の開発可能な時点まで延期されることを意味している。宇宙条約の第一条は、月その他の天体を含む宇宙空間の探査・利用が「全人類に認められる活動分野」(the province of all mankind) であると定義づけているが、月協定の場合は、天体の天然資源の開発に関してそれが単に共通の活動分野に止まらず、人類の共同財産概念にまで高められた点に特徴があるといえる。このようなレジームは第一八条の「再検討会議」(既述)に従って確立される。確立される国際レジームの主な目的には、次のものが含まれる。即ち、(a)月の天然資源の秩序ある安全な開発、(b)月の天然資源の合理的な管理、(c)月の天然資源の使用の

機会の拡大、および、(d)月の天然資源から得られる利益の全ての当事国による衡平な分配(但し、この分配には開発途上国の利益および必要並びに月の探査に直接または間接に貢献した国の努力に、特別な考慮が払われるものとされる)である(第一一条七項)。上記(d)でいう「衡平な分配」(equitable sharing)の対象となるのは、第一次産品(raw products)ではなくて、そのような資源から得られる利益に関するものである。またそれは、「月の探査に直接または間接に貢献した国の努力に特別な考慮が払われる」のであって、必ずしも絶対的に平等な分配を意味しない。従って、この規定はINTELSATとINMALSATと同様な管理・運営上の特徴を備えた国際的制度の実現を可能にするものだと⁽¹¹⁾いわれている。なお、「月の天然資源に関する全ての活動」(all the activities with respect to the natural resources of the moon)は、上に述べた確立される国際レジームの主要目的に関する七項の規定と科学調査のために月の鉱物その他の物質のサンプルを収集し、持ち出す権利に関する第六条二項の目的に適合する方法で実施されなければならぬとされており(同条八項)、この規定から、月の探査活動の段階においても開発禁止、いわゆるモラトリアムが要求されているかどうかの問題が生ずることになる。この点を含め、次節において月協定の主要な法的諸問題について詳述することにした。

- (1) Report of the Committee on the Peaceful Uses of Outer Space, U.N.G.A.O.R. (34th Sess.) Supp. No. 20 (A/33/20).
- (2) E. Galloway, op. cit., p. 504.
- (3) Bin Cheng, op. cit., p. 222.
- (4) 拙稿「宇宙」, 皆川洗, 内田久司編「講義国際法」, 二〇—二二頁。
- (5) なお当事国は実行可能な最大限度まで、月への派遣に向かい、または月における設備にある科学的要員およびその他の要員を交換することが望ましいことに同意する(同条三項)。
- (6) Bin Cheng, op. cit., p. 224. ビン・チェンによれば、月の「表面上」は、天体の軌道あるいは大気が存在する場合には、航空力学的な範囲も含むと推定してよい(p. 236)。

(7) *Ibid.*, p. 225. 月に対する各々の使節について、時間、目的、場所、軌道要素及び期間に関する情報が打上げ後可及的速やかに提供されるものとし、他方、科学的成果を含む各々の使節の結果についての情報は、使節の終了後に提供されるものとする。六〇日間を超える使節の場合には、科学的成果を含む使節の実施状況についての情報が三〇日毎に定期的に提供されるものとする。六ヶ月間を超える使節については、そのような情報に関する重要な追加に限って、その後報告される必要があるものとする(第五条一項)。

(8) 月およびその環境の有害な汚染の回避に言及するオーストリア提案の第七条に関して、「特に核物質」にも言及することが示唆された。活発な議論が行なわれた後オーストリア提案はそのまま残されること合意された。Report of the Committee on the Peaceful Uses of Outer Space, U.N.G.A.O.R. (34th Sess.) Supp. No. 20 (A/33/20) パラ64。

(9) Bin Cheng, *op. cit.*, p. 227.

(10) 「天然資源」(natural resources) は月協定において定義が下されていないが、「その他の物質」(other substances) と同じ文言を併用されることが多く、このことから単に鉱物資源のみではなく、それよりも広い概念を含んでおられると思われる。 Cf. E. Galloway, *op. cit.*, p. 500.

(11) *Ibid.*, *op. cit.*, p. 500. など equitable sharing の意味について E. Galloway, *Issues in Implementing the Agreement Governing the Activities of States on the Moon and Other Celestial Bodies, The Thirteenth Colloquium on the Law of Outer Space* (1980), p. 21. を参照。

三 月協定の問題点

1 天然資源の開発とモラトリアム

月協定は、月と地球以外の太陽系内の全ての天体が人類の共同財産であると宣言したが、この概念の実質的内容が何であるかについて、協定自体が明らかにしているところは少ない。この概念の導入をめぐって、それに反対する主張と、この概念の導入を当然のこととして資源の無差別利用、利益の衡平な配分などの具体的な諸制度をも含めるべきであるという主張との中間的立場が結局は採用されたことになる。実質的な開発段階に入ろうとしている

深海底資源の開発に比べて、月その他の天体の資源開発には「feasibility」という観点から、「人類の共同財産」概念の具体的内容を現時点で枠づけるための実際上の必要性と意識基盤が欠けていることは否定できないであろう。しかし、月の天然資源に関する全ての活動は、確立されるべき国際レジームの目的に適合する方法で実施されなければならないことに鑑みて、共同財産概念と連動した将来の国際的開発制度の確立という一般的な法的枠組を取り敢えず協定において定めたことは、米ソをはじめとする宇宙先進国による天体資源の開発活動に一定の制約を課したものと考えられる。この点で問題となるのは、月協定上モラトリウムがどの期間にわたり、またどの範囲まで課されているかという問題であり、特にアメリカにおいてはこの議論が盛んであった。一方で、国際レジームの確立までの間は、天体の天然資源の開発にはなんらモラトリウムは課されていないという見解があり、他方で、それを否定する見解がある。前者によれば、若干の発展途上国はモラトリウムを支持したが、法律小委員会における交渉の過程を見れば、国際的規制レジームの確立までのモラトリウムを主張する全ての提案は拒けられたことが明らかである、という⁽¹⁾。そこで、この点を明確にするために、資源の「開発」(exploitation)の意味を考えると、それは、単なる「探査及び利用」(exploration and use)の段階を越え、商業上またはその他の実際上の目的のために天然資源を組織的に取得・活用する段階を示している。そこで更に問題となるのは、「当事国は平等の基礎に立ち、いかなる種類の差別もなく国際法及びこの協定の規定に従って月の探査及び利用の権利を有する」(第一条四項)という規定である。もし既述したように、第一条八項にいう如く、月の天然資源に関する全ての活動が第一条七項と第六条二項の目的に適合する方法で実施されなければならないとすれば、天体における天然資源の取り扱いには、第六条二項の下における科学的調査あるいは第一条七項にいう国際レジームの目的に従った取得・活用のいずれかのカテゴリーに入ることになり、第一条四項の「探査及び利用の権利」は天然資源についてはなんらの付加的権

利も与えず、着陸・離陸・要員の配置・基地の設置等のいわゆる開発・利用の態様に関するものに過ぎないという解釈が生まれよう。⁽²⁾ 第六条二項に関する限り、モラトリアムの問題は生じ得ないと考えられるが、第一条七項との関連においては、次の三つの事態を想定しなければならない、第一に、開発が実行可能となり、国際レジームが正式に確立された場合には、第一条七項の諸原則を遵守しなければならないことになろう。第二に、既述した如く、第一条八項の規定からして、開発以前の段階における活動形態にも第一条七項が適用されると考えられるが、その場合にもそのような活動にはモラトリアムは課されていないと思われる。もっとも、実験的・試掘的活動自体にモラトリアムが課されていないとしても、そのような活動は第一条七項の目的にも合致して行なわれなければならぬため、「実験的・試掘的」の名の下に独占化の状況がもたらされることは阻止されることになろう。

第三に、第一条五項の意味における開発が実行可能なものとなったが、合意に達することができなかったため国際レジームが確立されなかった場合である。第一八条の下での再検討会議の開催は、月協定発効の一〇年後に開かれる国連総会の審議をもって最終の機会と解するのか、あるいは協定の発効後五年を経過すれば、一〇年の前でも後でもいつでも所定の要件を満たせば、再検討会議を開催しようとするのかという問題は残るが、いずれにせよ、当事国は国際レジームに関する合意に達する目的で誠実に交渉するよう義務づけられているのみであって、再検討会議の結果をそれぞれの立場から評価する自由は残されているのである。従って、国際レジームが確立されない可能性は存在するとみなければならない。そのような国際レジームの確立に失敗した場合にもモラトリアムは課されているだろうか。その場合の活動が第一条七項の目的に適合することを条件としつつも、これを否定的に解すべき理由として、第一に、月協定自体がかかるモラトリアムを定めていないこと、第二に、一九七四年にエジプト・インド・ナイジェリアによる共同提案が、「実験目的のための探査」(exploration for experimental purposes)のみ、

月の天然資源の探査・利用及び開発

月を探査・利用する権利 (第11条4項) 本来ある資源の所有権の否定 (第11条3項) 第11条8項により規律される資源関連活動			
科学調査 (第6条2項): (a) サンプルの収集及び持出し (b) 使節の支援のための資源の利用	国際的制度の目的との合致 (第11条7項)		
	開発が実行可能でない場合	開発が実行可能な場合	
		国際レジームの確立した場合 (第11条5項)	国際レジームに関する合意がない場合
モラトリアムなし	実験・試掘の活動についてはモラトリアムなし	レジームの許可に基づく開発	第11条7項の遵守を条件として開発にはモラトリアムなし(と思われる)

を許す内容であったが、この提案が受け容れられなかったこと、第三に、深海海底の資源開発についてモラトリアムを要求した国連総会決議⁽⁴⁾の法的効力をめぐる論争を踏まえて、月協定の起草過程においてアメリカ代表が二度にわたり、開発にはモラトリアムがないと主張したことが挙げられている⁽⁵⁾。ビン・チェンは、月(その他の天体を含む)の天然資源の開発に関して、月協定がどの範囲までモラトリアムを課しているかについて上表の如く整理している⁽⁶⁾。

2 月協定と宇宙条約の関係

月協定の成立により、月(およびその他の天体)については宇宙条約に代って月協定が適用されることになり、本来宇宙条約を補完すべき細目協定が実質的には宇宙憲章の効力を月に關しては無効にするという現象が生ずること、また更に、月協定の適用範囲が月のみに限らずその他の天体までもカバーすることになると、宇宙条約の適用範囲は実質的には宇宙空間のみになり、宇宙条約は月協定の成立によってその実質的な適用範囲を狭められ骨抜きとされる形となること、その結果、月協定は宇宙空間を除く月お

よび天体を適用範囲とし、第二宇宙条約ともいべき性格のものとなり、それは現行の宇宙国際法秩序を覆すものとなることが指摘されていた。⁽⁷⁾ このような事態を回避するために、一つには、月協定の詳細な規定を宇宙条約の中に包含せしめること、また、もう一つには、月協定を独立した条約とせず、宇宙条約の追加議定書（additional protocol）とする考え方が月協定の審議過程において示唆されていた。⁽⁸⁾ しかし、結果的には月協定はそのいずれの方向もとらずに、宇宙条約とは別個の条約として成立した。このことが月協定と宇宙条約との関係にいかなる効果を持つのであろうか。宇宙条約では、宇宙空間（月その他の天体を含む）という領域・空間そのものの利用を規律すること（空間秩序の設定・維持）に重点が向けられており、宇宙空間に一定の施設を設定しこれを実用目的のために運用する際の経済的・法的な条件とか、宇宙活動の成果（宇宙空間・天体の資源を含む）の利用・配分に関する基準、更には宇宙開発に関する国際協力の態様・組織形態（狭義の宇宙開発に関する法規範）などについては明文の規定を欠いていた、といわれる。⁽⁹⁾ 他方これに対して、一九六七年の宇宙条約が宇宙空間の利用並びにその探査をカバーしているという事実は、多くの利用が平和目的と国際法の遵守に従って適切に規制されていることを意味し、また、新しい利用について宇宙条約で特に規定がないからといって、それは当事国をして既存の宇宙法を遵守する義務から免れさせることを意味しないともいわれる。⁽¹⁰⁾

確かに宇宙法体系の構築は、一般的には、一つの一般条約（宇宙条約）を基礎にしてその後生じた特別な問題領域をカバーする個別的な宇宙関係諸条約に一般条約の規定を拡大するという方向で進められてきたと言うことはできるし、このことは、宇宙救助返還協定、宇宙損害賠償条約および宇宙物体登録条約に関しては特に言えるであろう。月協定においても、査察制度を宇宙条約の「相互性」から脱却させまた協議の重要性を宇宙条約以上に認めているなどの点において、宇宙条約の一般原則を更に具体的に発展させたものともいえる。しかし、月協定の場合に

は、天然資源の開発の問題をその重要な課題の一つに含めた点において、応用される宇宙技術の進歩と宇宙法の現実的な構築との間に時間的ギャップが相当程度存在するとはいえず、宇宙条約によってカバーされる宇宙活動の範囲を實質的に越えた問題領域を含んでいると言わなければならない。このことは、宇宙条約の「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用は……全人類に認められる活動分野である」(同条約第一条)という原則を一步進めて、「月及びその天然資源は人類の共同財産である」(月協定第一条一項)という基本的前提を確立したことにも表われている。この観点からすれば、一方的査察制度の導入および協議の多用など月協定のその他の特徴は、「人類の共同財産」概念を補強するものあるいはそれに内在するものとして理解することもできよう。

- (1) Cf. E. Galloway, *op. cit.*, p. 500.
- (2) Cf. Bin Cheng, *op. cit.*, p. 230.
- (3) A/AC.105/C.2/L.97; reproduced in A/AC.105/133, Annex I, p. 14.
- (4) UN Doc. A/RES/2574D (XXIV) (1970).
- (5) Bin Cheng, *op. cit.*, pp. 232-233. もっとも、宇宙大国は既に宇宙活動の利益を、国際社会の他の諸国に衡平に分配しており、その結果少なくとも利益配分に関する限り、第一一条七項が適用されても、あるいは(国際レジームの確立について合意が成立した場合)レジーム自体の下においても、ならん大幅な変化は見られない、という見解がある (*Ibid.*).
- (6) *Ibid.*
- (7) 戸田勝規、「月条約案の経緯」、「国際問題」第一五二号(昭和四七年)、四四―四四五頁。
- (8) 戸田、前掲論文、四五頁。
- (9) 山本草二、「宇宙開発」、未来社会と法、昭和五一年、五頁。
- (10) E. Galloway, *op. cit.*, p. 482.

おわりに

月協定の条文には不整合な面が多く、また用語上「月」に「その他の天体」を含めたことから解釈上の混乱を招くことが懸念される。更に、宇宙条約では、一般に「すべての国」を適用対象としているのに対して、月協定ではそれを過度に「当事国」(State Parties)に限定している面がある。

これらの月協定の起草上の不備は別としても、この協定の意義を評価するうえにおいて最も重要なことは、天然資源の開発制度に関する規定の導入である。しかし、「人類の共同財産」概念は、新海洋法条約におけるそれと異なり、宇宙法の場合には未だ実定法上の内容を備えるまでには至っていない。それは、国際社会における一つの理念の具体的方向づけの第一歩に止まるものであって、その内容自体は今後の諸国の実践によって決定づけられる面が強いであろうし、現段階においては理念的かつ政治的概念としての性格が強い。それにも拘らず、海洋法における深海海底資源の開発に関して、技術と経済的利害の先行により、この同一の概念の実定法化をめぐって諸国間に深刻な軋轢が生じた苦い経験から、技術・経済的利害に先行する基本的な法的枠組を予め設定し、法が技術の方向を決定する方がより賢明であるという見解には説得力がある。⁽¹⁾ 月その他の天体の徹底した非軍事化という東西間の問題と並んで、将来の不確定な時期における国際レジームの確立という南北間の争点を、月協定の中においていかに評価するかは、宇宙国際法ひいては広く国際秩序に関する我々の展望のあり方に帰着するであろう。⁽²⁾

(1) P. Minola, *The Moon Treaty and the Law of the Sea*, *San Diego Law Review*, vol. 18, No. 3, April, 1981, pp. 455-472.

(2) 宇宙国際法における現代的状況について、拙稿「宇宙空間と国際法」、『国際問題』第三十七号(一九八三年六月)、三二四頁参照。